



出展申込締切日
2022年2月25日(金)

2022国際ウエルディングショー

コラボ展示コーナー出展申込書

申込日 年 月 日

必ず控えをとって
御送付ください。

日本溶接会議 事務局(一般社団法人 日本溶接協会内)

当社は、展示会出展申込みを致します。同時に、本申込書に記載された展示会出展規約
その他本展示会に関する諸規則(出展要項、運営要項等)を遵守することに同意します。

(ご出展に関するご請求は産報出版(株)2022国際ウエルディングショー事務局から発送します。)

●出展申込者

会社名	フリガナ						
	和文						
	英文						
会社住所	フリガナ			TEL	()		
	〒			FAX	()		
				URL			
				E-mail			
出展責任者	所属部署・役職名			氏名	フリガナ	〒	
担当部署	所在地	〒					
	TEL			FAX			
	所属	部	課	氏名	フリガナ		
請求書送付先	〒			TEL	()		
	所属部署・役職名			氏名	FAX	()	

(2社以上の共同出展は代表会社を記入の上、共同出展社の社名を別途添付お願いします。)

●申込小間数および出展料金

(基礎小間料金)

料金	一般	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥352,000× <input type="text"/> 小間=¥ <input type="text"/> (税込)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税込) ¥ <input type="text"/>
	日溶協会員	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥319,000× <input type="text"/> 小間=¥ <input type="text"/> (税込)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税込) ¥ <input type="text"/>

●希望小間タイプ

(A)並列小間 (3小間まで)	<input type="checkbox"/>	小間	(B)ブロック小間 (4小間以上)	<input type="checkbox"/>	小間	(C)ブロック小間(独立) (8小間以上)	<input type="checkbox"/>	小間
--------------------	--------------------------	----	----------------------	--------------------------	----	--------------------------	--------------------------	----

●展示場所

■ IIW2022 年次大会・国際会議 × JIWS2022 “コラボ展示コーナー”

●必要とする設備

電力の使用(実演・照明用)	水道の使用(実演用)	高圧ガスの使用(実演用)
要 ・ 不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要

●出展予定品目

フリガナ	
和文	
英文	

●実演 ※必ずご記入ください。

●あり (実演の種類)	()
●なし ※水素の使用	あり ・ なし
備考	

2022国際ウエルディングショー 出展規約

標記2022国際ウエルディングショー(以下「本展示会」といいます)への出展申込者(以下、出展申込者も含めて「出展社」といいます)は、本出展規約(以下「本規約」といいます)その他本展示会に関する諸規則(出展要項、運営要項等、本展示会の運営のために制定された規則をいう。以下、同じ)に記載する各規定を遵守し出展を行うものとします。

■(1)事務局

ここで述べる事務局とは、本展示会の開催、運営、管理のために主催者により設置された組織をさします。

■(2)出展契約および本規約の効力の発生

本展示会への出展申込は、所定の出展申込書に必要事項を記載し、社判、責任者印を必ず捺印のうえ事務局へ提出してください。事務局がそれを受理・承認した日をもって、出展契約の成立とします。その時点で、出展社は本規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展社には本規約を遵守する義務が発生します。また主催者は、出展社が本展示会の開催趣旨、目的に適合者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、出展申込受理の拒否、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、出展社がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。

■(3)出展物

出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。出展社が違反する物を出展した場合、事務局は出展社に対し即時撤去を求めることができます。この場合、出展社は当該出展物を即時撤去しなければなりません。出展社が即時撤去を行わない場合、事務局は自らの判断により当該出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができます。また、これに要する費用を出展社に請求することができます。出展社は事務局に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできません。また、事務局はこれにより出展社に生じる損害等についての責任を一切負いません。

■(4)出展料金に含まれるもの、含まれないもの

- ▼以下のものが出展料金に含まれる。
- *基準時間内の会場使用料金・会場照明・会場空調費
 - *共用施設/事務局施設の制作費、工事費および維持費
 - *広報宣伝費(主催者による告知広告、ポスター、案内状、E-mailによるキャンペーン、Webサイトの制作運営/一部有料あり)
 - *来場者プロモーションに関わる費用(会場案内、ガイドブック等の制作費)
 - *事務局企画運営・制作・安全衛生管理・整備費用

▼以下のものは出展料金に含まれません。

- *自社小間装飾、展示品の搬入出費、関税手続きおよび運営費
- *電気料、一次、二次電気工事費 *使用高圧ガス
- *給排水・エア、ガス配管、アース・アンテナ等の工事費と使用料
- *床工事 *レッカー車、フォークリフト使用
- *臨時電話、インターネット回線やWiFi無線の架設費と通信料金
- *自社展示ブース内のゴミ処分に関わる費用
- *基準時間外の会場費用
- *その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

■(5)出展料金の支払い

出展申込書の受理・承認後に事務局より請求書を郵送いたします。出展小間料金の50%を出展金として記載の期日までに支払ってください。残額は2022年2月25日(金)までに全額払込みください。尚、振込手数料は出展社が負担するものとします。また出展社が請求書の期日までに全額振込みを行わない場合、事務局は当該出展契約が解約されたものとみなすことができるものとし、その場合、事務局は出展社に対して、本規約(6)「出展の変更または解約」に従い解約料金を請求できるものとします。

■(6)出展の変更または解約(一部解約も含む)

出展社からの出展申込の全部または一部の取消・解約は、事務局においてこれを了承しない限り認めません。変更または解約を希望される場合は、必ず書面にて事務局に申請し承認を得てください。出展申し込みの解約(一部解約も含む)をする場合、2022年2月25日(金)までは、解約分の半額を解約料金として申し受けます。また2022年2月26日(土)以降は全額を申し受けます。ただし、天変地異やその他事務局の責任に帰しえない不可抗力(社会的混乱、公権力による行為、感染症・伝染病、公共インフラの事故、資材・資源不足)等のやむを得ない理由で本展示会を開催できない場合は、事務局はすでに受理した出展の申し込みを解約することができます。すでに支払われた出展料金は、必要経費を差し引いた後、なお余剰金があった場合、これを申込み全額に按分して出展社に返却いたします。なお、事務局はそれによって出展社が要した費用・損害等については補償しません。

■(7)日本国内への入国手続き

出展社および出展申込者が、本展示会出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対して事務局および主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、出展規約(6)「出展の変更または解約」により解約料金を支払わなければなりません。

■(8)展示スペース、現状回復

出展社またはその代理人は、事務局の承認なく、展示スペースの全部または一部を、他社あるいは個人に転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。また、開催期間終了後は自らの費用で展示スペースを現状回復しなければなりません。

■(9)小間位置の決定

出展社の小間位置は事務局で配置を決定し小間図面を作成し各出展社へ通知します。出展社の小間位置に関しては事務局が配置決定後も出展状況の変動に応じて変更する場合があります。出展社はあらかじめ同意するものとします。尚、出展社が請求書に記載されている指定期間内に本規約(5)「出展料金の支払い」に従って出展料金全額を完納するまでは、出展小間を使用する権利は発生しません。

■(10)展示会の運営

事務局は本展示会の業務を円滑に遂行するため、装飾施工等各種規則の制定、修正、追加を行うことができます。出展社またはその代理人が本規約その他本展示会に関する諸規則の規定に違反した場合、事務局は即時改修他しかるべき措置を求めることができ、指示に従わない場合その出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができ、これに要する費用は出展社またはその代理人に請求します。出展料金の扱いについては、出展規約(6)の「出展の変更または解約」に準拠致します。事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、運営会社と契約して会場の整理を行います。各社展示ブース内の警備は行いません。

■(11)出展中止の措置

他の出展社や来場者に著しく迷惑もしくは妨害している、あるいはそのおそれがある、または出展内容が本展示会に適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置を執ることができます。この場合、出展料金の取り扱いについては本規約(6)の「出展の変更または解約」に準拠します。出展社が2022年7月12日(火)までに割り当て小間を使用しないときは小間の権利を失い、この場合、当該支払済みの出展料金は返還しません。

■(12)模倣品・偽造品の展示等の禁止

知的財産権を侵害する模倣品・偽造品の展示、配布、販売することはできません。出展物が模倣品・偽造品に該当することが判明した場合、事務局はその裁量にてその当該出展物の撤去等の措置を行います。出展社は、その措置に異議を述べることができません。また出展社は該当するか否かに関する事務局の調査に協力するものとし、出展物の知的財産権に関する紛争は関係する出展社間の責任において解決するものとし、主催者および事務局は何らの責任は負いません。

■(13)消防・安全

出展社は、会場に適用される消防および安全に関するすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

■(14)出展物、展示ブースの管理および免責その他

出展物、展示ブースの管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者および事務局は、天災その他不可抗力等の主催者および事務局の責めに帰し得ない原因による出展物・装飾物や出展社・来場者ら第三者等に生じる損害、盗難、紛失、破損等についての責任を一切負いません。また主催者および事務局は、本展示会における一切の制作物の中に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負わないものとします。

■(15)保険

会場への出展物等の搬入から会期中、撤去までに必要と思われる損害・傷害保険には、必ず各出展社で加入してください。主催者および事務局は、一切責任を負いません。

■(16)補償

出展社またはその代理人が、他社展示ブース、事務局の運営設備、会場設備、または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者および事務局は、一切責任を負いません。

■(17)出展物の搬入・搬出と撤去

会場への出展物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途「出展要項」にてご案内致します。会期中は事務局の承認なしに、出展物を搬入、搬出、撤去および移動することはできません。また出展物や展示ブース内の保守および清掃は、各出展社の責任において実施してください。尚、事務局で定めた日時までに撤去されない展示物等は、事務局が撤去致します。処理費用は会期終了後、事務局が出展社へ実費請求しますので、出展社は請求書受領後直ちにお支払いください。

■(18)展示ブースでの販売

展示ブース内での販売を行う場合は、事前に事務局への申請が必要となります。事務局の承認なしにこれを行った場合、本規約(10)「展示会の運営」に基づき、事務局は販売および出展中止の措置を執ることができます。

■(19)展示会の開催中止・短縮・延期等について

主催者および事務局は天変地異やその他事務局の責任に帰しえない不可抗力(社会的混乱、公権力による行為、感染症・伝染病、公共インフラの事故、資材・資源不足)等のやむを得ない理由で展示会開催が困難となった場合、展示会開催前又は開催期間中であっても、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合、開催中止や開催期間の短縮、延期、会場の移転を行うことがあります。この場合、主催者および事務局は何等の催告なく出展契約を変更、解除することができ、出展社および出展申込者はこれを理由として出展契約の解除・変更をすることはできません。また主催者および事務局はこれに生じる出展社が要した費用・損害等については補償しません。

■(20)写真・ビデオ撮影

本展示会における写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、事務局および主催者が有します。なお、自社展示ブース内の撮影に関しましてはこの限りではありません。

■(21)個人情報の保護

事務局は本展示会において取り扱う個人情報について、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)に基づき責任をもって管理・運営します。出展社が本展示会を通じて個人情報を取得する際には、その目的と用途を明確にして必ず本人の同意を得たものとします。また個人情報保護法を遵守した適切な取り扱いを行ってください。

■(22)出展規約の承認、管轄裁判所

出展社またはその代理人は、出展申込を完了した時点で本規約その他本展示会に関する諸規則を承認したものとみなします。万が一、事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事態が発生した場合は、日本国法に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。すべての規程の解釈に当たっては日本語法規程および日本の法規に従うものとします。

2022国際ウエルディングショー事務局

お問合せ・お申込先

日本溶接会議 事務局（一般社団法人 日本溶接協会内）

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20 溶接会館

TEL03-5823-6322 、FAX03-5823-5244

E-mail：jiws2022@jwes.or.jp

※ご出展に関するご請求は産報出版(株)2022国際ウエルディングショー事務局から発送します。

2022国際ウエルディングショー 事務局 産報出版株式会社

本 社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-11(産報佐久間ビル) TEL.03-3258-6411 FAX.03-3258-6430

関西支社 〒556-0016 大阪市浪速区元町2-8-9(難波ビル) TEL.06-6633-0720 FAX.06-6633-0840

<https://weldingshow.jp/>

E-mail:weldingshow@sanpo-pub.co.jp